

子どもが安心して学べる学校

いじめを許さない学校

思いやり溢れる学校

基本方針

- \* 「いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立つ。
- \* 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い信念のもと、教職員の人権意識を高める。
- \* 「いじめをしない、させない、許さない(見過ごさない)」という雰囲気を作る。
- \* 児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- \* いじめの早期発見のために様々な手立てを講じ、早期解決のために当該児童の安全を保障するとともに、適切で毅然とした指導を行う。

【未然防止】

- \* 重点目標「自分らしく輝く子」に向けての取組
- \* いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作り
  - ・ピア・サポート活動の推進
  - 「キラキラの種」運動
  - ・あいさつ運動の推進
- \* 子どもたち一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進
  - ・全教育活動で推進する道徳教育
  - ・仲間との絆を深める学校行事
  - 昨年度の取り組みの評価—
  - ・縦割り班や全校で活動する時間を多く設け、児童の仲間意識を高めることができた。

【早期発見】

- \* 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立つ。
- \* 小規模校の特性を生かし、「全ての児童を全ての職員で育てる」という意識をもち、普段から職員間で情報交換を行うと共に、「おかしい」と感じた児童がいた場合には、すぐに情報を共有し対策を講じる。
- \* 「学校生活に関するアンケート」を年2回実施し、児童の悩みや人間関係を把握する。
  - 昨年度の取り組みの評価—
  - ・アンケートから、子ども同士の実態を把握し、心の変化を見逃さないことに努めた。
  - ・全職員で情報を共有し、全職員で子どもを見守ることができた。

【早期対応】

- \* いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。
- \* 当該の学級担任だけで抱え込むのではなく、校長以下全ての教職員で対応を協議、的確な役割分担を行い、解決にあたる。
- \* 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- \* スクールカウンセラー、学校支援相談員と連携し、いじめられた子どもへの心のケアを行う。
  - 昨年度の取り組みの評価—
  - ・人間関係のトラブルには、正確な情報を集め、タイミングを逃さず対応することができた。

【PTAや地域との連携】

- \* 事案発生の際には、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友人関係についての情報を収集する。併せて、「学校と家庭が連携して解決にあたる」ことを確認する。
- \* 月例のPTA理事会において、子どもたちの気になる行動等、PTA理事と情報共有する場を設ける。
- \* 地域での子どもたちの様子について、学校評議員・民生児童委員等と学校が情報を共有する。

【児童生徒が自ら考える場・機会の設定】

- \* 道徳を要とし、全教育活動で「いじめは許されないものである」ことを理解させる。
- \* ピア・サポート活動を推進し、仲間同士があたたく支え合い、認め合う人間関係づくりの推進に努める。
- \* 2月23日の前日を「命の大切さを学ぶ日」とし、生命尊重と一人一人を大切にする指導を行う。

【いじめ対策委員会】

- 委員
- ◎校長
  - ・教頭
  - ・教務
  - ・生徒指導主任
  - ・PTA代表
  - ・スクールカウンセラー
  - ・養護教諭

【職員研修・指導体制】

- \* 生徒指導部会
  - 必要があった時に開催（校内の生徒指導上の諸問題について検討）
- \* 職員会議・職員打ち合わせ
  - 各学年の子どもたちの様子について担任が報告・情報共有を行う。気になる表れがあれば、他学年の教諭からも情報提供し、全職員で共有する。
- \* 子どもを語る会
  - 気になる子どもたちの表れについて情報共有・対応協議

【関係機関との連携】

- ・藤枝市教育委員会教育政策課
- ・児童相談所
- ・子ども家庭課子ども発達支援センター
- ・警察（事案によっては）
- ・スクールカウンセラー
- ・特別支援教育支援員
- ・民生児童委員
- ・医療機関等専門的知識を有する機関